

会 報
わかやま



境界問題相談センターわかやま設立記念式典・祝賀会



和歌山県土地家屋調査士会

CONTENTS

ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士会	会長	田坂瀧男		1
和歌山地方法務局	局長	田村隆平		3
和歌山地方法務局	総括表示登記専門官	泉 好一		5
参議院議員		鶴保庸介		7
印南町長		玄素彰人		8
和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	菊屋和訓		9

報 告

境界問題相談センターわかやま設立記念式典・祝賀会			
	広報部		11
総 会			13
表 彰			14
平成19年度民法基礎研修講座			
	業務部長	杉本哲也	 15
寄附講座を見学して			
	広報部副部長	西端俊彦	 17

投 稿

日本三美人の湯	岩出支部	北脇一男		19
鮎供養塔	有田支部	貴志完治		20
知らなかった天神様の素顔	岩出支部	滝谷茂郎		21
無 題	御坊支部	笹本 扶		25
調査士として	田辺支部	福本和哉		26
祭祀財産の承継	田辺支部	坂本守生		27
バドミントンのススメ	新宮支部	大江和範		28
組織	和歌山支部	伊澤新朔		29

シリーズ「私のまち」

ちょっと探検 湯浅町	有田支部	菊屋洋平		31
------------	------	------	-------	----

事務所訪問記

須川大輔事務所	山下義光		33
境 勇人事務所	坂口憲司		35

ふれあいコーナー

ソフトボール参加者募集	財務部		37
ジャズマラソン参加者募集	広報部		38
懸賞付囲碁クイズ			39
囲碁上達法	岩出支部	玉川誠三	 40

事務局だより		41
--------	-------	----

新入会員紹介		43
--------	-------	----

広 告

会報

わかやま

2008
Vol.63



ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士会

会 長 田 坂 瀧 男

和歌山県土地家屋調査士会会長の田坂瀧男でございます。ご来賓の皆様はご多用のところ、ようこそお越しくださいませ誠にありがたく、また日頃は何かと土地家屋調査士の為に、ご支援とご協力を賜っており、ありがたく感謝申し上げます。かねてよりお願いいたしておりました「境界問題相談センターわかやま」の設立を実現すべく鋭意努力致しておりましたが、お蔭を持ちまして、本日皆様方と共に完成の式典と祝賀会を催すことにいたしましたことは誠に喜びにたえません。高いところからでございますが、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、土地家屋調査士会が弁護士さんと協働して境界紛争の解決に当たる、ADRが全国各地で着々と設立されてきました。これは司法制度改革の中の一つであります。境界紛争は、司法制度改革関連法の一つである土地家屋調査士法の改正により、その業務に、筆界特定手続制度と、ADRについての代理がもうけられたこと（土地家屋調査士法3条）、さらには、裁判外紛争解決手続の利用に関する法律（平成16年法律151号、ADR法）の制定・施行に関する法の制定を見たからであります。この改革のために日本土地家屋調査士会連合会・全政連・単位会・会員各位の願いと国民の視座に立った将来への願望の結果にほかありません。この司法制度改革の一部は、国民の方々と融合されることでありましょう。

これは、我々がいかに国民との意識を汲み取りながら運営、機能させるかによって司法の効率化的機能と、専門家を起用することによる、専門性に支えられた解決を期待することができるのであります。これによって紛争解決の質の向上と、紛争に向き合う緩やかな、対応及び解決を安価に導くことができる廉価性であります。これらのことは、土地家屋調査士・土地家屋調査士会としての社会貢献に伴うものといえましょう。これはプロフェッショナルとしての土地家屋調査士・土地家屋調査士会が境界紛争解決に名乗りを上げることの社会的インパクトは大変大きいものであり、和歌山県和歌山市の市民においても好感を持って迎えらるるに違いないということは、疑いないと信ずるものであります。

なお、ADR関連の連合会に於ける回顧と展望については、日本土地家屋調査士会連合会松岡会長より祝辞の中で少しお話くださるようお願いいたしております。

しかし、これから国民の為の社会貢献として、その期待にこたえていくためには、人格的な人間形成の為の資質の向上、土地家屋調査士としての倫理（職務規範）の徹底、境界紛争

ADRを担うことのできる実力を養成することであります。そのために法律的教養を身に付け、合意の調達をすることの出来る能力を担保することであり、また、土地家屋調査士と弁護士との専門性が異なるところから、土地家屋調査士は、測量技術、公図の見方についての専門家であり、不動産の表示の登記について正確性を保障する職責を有する者として、境界を考察すべきであり、弁護士さんは、法律専門家として、権利に関する紛争について解決のために知恵を出すという役割分担をしていかなければならないことであります。これまでも相談・調停の対応、民法等の研修も行っていました。ADRを担うことのできる力量の涵養はまだ不十分ではないかと思えますので、所有権紛争と民事訴訟法・民事訴訟実務の知識等々の研修もつづけていかなければならないと思って自覚をいたしております。こうした中で、土地家屋調査士と弁護士さんとが協働して、それぞれの専門性をうまく発揮しながら、相互協働をしていかなければならないと思い、これからも特に弁護士先生方のお知恵と御指導を仰ぎたいとお願いするしだいであります。

最後になりますが、本日の「境界問題相談センターわかやま」の設立を機に土地家屋調査士一同は更に精進を重ね、研修内容の充実強化を図るとともに、心豊かにして最善の努力を傾注いたしてまいりますので、今後とも皆様方のご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶といたします。本日はありがとうございました。

(平成20年7月26日 境界問題相談センターわかやま設立式典より)





就任あいさつ

和歌山地方法務局

局長 田村 隆平

この度、4月1日付けの人事異動により、和歌山地方法務局長を拝命し、東京法務局から着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

関西での勤務は、京都地方法務局に次いで二回目ですが、和歌山県は私的にもまったく初めてですので、大変新鮮な気持ちで毎日を過ごしているところです。

さて、法務局では、電子政府の実現という政府の方針の下、利用者の利便性を高め、事務の効率化に資するため、各種の情報化施策を推進しております。

その一つとして、登記事務のコンピュータ化が挙げられますが、お陰様をもちまして、本年3月をもって全国全ての登記所のコンピュータ化が完了し、現在、この登記情報システムを活用した登記申請のオンライン化を全国に拡大しているところであります。平成18年1月に政府のIT戦略本部において決定された「IT新改革戦略」において、平成22年度までにオンライン利用率を50%以上とすることが目標とされており、現在、法務局におきましても、様々な取組を行っているところですが、オンライン申請利用促進のためのインセンティブ措置として、本年1月から、オンラインにより所有権移転登記、抵当権設定登記等を申請する場合の登録免許税及びオンラインにより登記事項証明書を請求する場合の登記手数料について、軽減措置が講じられたところです。この目標を達成するためには、登記申請を代理される土地家屋調査士等資格者代理人の皆様の御協力が不可欠ですので、貴会員の皆様におかれましても、積極的にオンライン申請を御利用いただきますようお願いいたします。

また、地図につきましても、現在、地図情報システムへの登録作業を実施中であり、平成22年度までに全国の登記所に導入される予定となっております。地図情報システムには、地図のほか、地積測量図、建物所在図・平面図等の各種図面情報も登録することとされており、今後、登記情報システムと連動した情報の提供が可能となることによって、登記全般の利便性がさらに向上するものと思っております。

このほか、「民活と各省連携による地籍整備」の方針により、国土交通省と連携して都市部における登記所備付地図の整備を推進することとされており、都市部において公図と現地とが大きく異なる地域（地図混乱地域）において、登記所備付地図作成作業を計画的に推進するため、平成16年度を初年度とする10か年計画が策定され、当局におきましても、同年度から地図作成作業を実施しているところであります。

さらに、平成18年1月に導入されました筆界特定制度につきましては、土地家屋調査士の方々に筆界調査委員としてご協力いただいているところでありますが、申請件数は当初の予想を大きく上回っており、この制度の国民の信頼と期待の大きさがうかがえます。

このように、法務局をめぐる諸情勢は大きく変化しており、正に変革期にあるといえます。これらの諸施策・事業を円滑に推進していくために、法務局職員が一丸となって取り組んでまいる所存であります。和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様方におかれましても、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願いしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。





ごあいさつ

和歌山地方法務局

総括表示登記専門官 泉 好 一

この度、4月1日付けの人事異動により、大阪法務局から和歌山地方法務局登記部門地図整備・筆界特定室に配置換えになり、再び和歌山でお世話になることになりました。どうぞよろしくお願いします。

さて、全国の法務局で進められていた不動産登記事務のコンピュータ化が、全ての登記所で完了し、当局においては、本年1月の御坊支局を最後に全登記所がオンライン指定庁になりました。

また、地図情報システムにつきましても、平成22年度までに全国の登記所に導入される予定となっており、当局では登記部門、橋本支局及び岩出主張所において、既に地図に関する事務処理が開始されており、他の庁につきましても順次展開する予定となっております。

次に、法務局における重要な課題の一つであります地図の整備につきましては、平成元年度から、「地図整備の具体的推進方策」に基づき、継続して地図作成作業を実施していたところですが、平成15年6月に都市再生本部から「民活の各省連携による地籍整備の推進」の方針が示され、特に都市部（D I D地区）における地図混乱地域の解消を目的とした地図作成作業を実施することになりました。

当局においても、平成16年度からは、本方針に沿って、特に緊急性・必要性のある地域を選んで地図作成を実施しているところですが、本年度は和歌山県土地家屋調査士会のご後援を賜り、引き続き田辺市において本作業を行っています。

さらに、筆界特定制度は、運用開始から2年以上が経過し、本年5月末現在、大阪法務局管内では約1800件を超える申請が提出され、約70%が終了しました。当局においても55件、88手続（筆界）が申請され、この内、約78%の手続きが既に終了しています。その内訳は、特定による終了が70%、残りの大半も本来の目的を達成できたことを理由とする取下げとなっており、このことは、特定申請の全てにおいて、土地家屋調査士の方々に筆界特定調査委員としてご尽力いただいた結果であり、敬意を表します。

本制度は、所有権界を巡る境界紛争を抱える方々にとっては、登記官に形成権がなく、また、所有権界に関する紛争を取り扱うことはできませんので、いわゆる確定効のない行政証明でしかなく、筆界を特定したことだけでは、抜本的な紛争解決にはなっていませんでした。このような状況から、他の紛争解決機関による解決方法の創設が望まれていたところ、和歌

山県におきましても、近々、認証ADR機関である「境界問題相談センター」（仮称）が立ち上げられようとしているとのことであり、このことは、境界紛争を抱える方々にとって解決手段の選択肢が増えることとなり、身近にある紛争解決機関として大いに期待される所です。当局の地図整備・筆界特定室においても、筆界を扱う筆界特定制度と民事に係る境界紛争を扱う「境界問題相談センター」との連携は、極めて重要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、新しい任務は私にとりましては、身に余る重責ではありますが微力ながら専心努力してまいりたいと考えておりますので、和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様方の、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。





ごあいさつ

参議院議員 鶴 保 庸 介

暑中お見舞い申し上げます。

和歌山県土地家屋調査士会の会員の皆様方には平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

土地家屋調査士の制度は、農地改革に際して生じた大量の台帳関係事務処理等により、土地調査員の果たすべき役割、使命が広く認められるようになり、台帳移管に次いで、宿願の土地家屋調査士法が昭和25年7月に制定されてから58年もの長きにわたり、わが国における不動産登記制度にとって重要な役割を果たしてこられました。今後とも、密度の高い連絡、研鑽をお願い申し上げます。

さて、わが国は現在、急速に進行する高齢化と少子化社会の時代を迎えております。こうした状況の中で、国土の維持、保全、経済の発展、活力の向上、国際競争力の強化は、国家として取り組むべき最優先の課題であり、そのための社会資本整備は都市と地方のあり方を規定する意味で明確なビジョンをもって進めねばなりません。また、地域間格差の是正や地域の活性化対策、国民の安心・安全の確保等々山積みの課題を解決していくことも国家の責務であり、そのための“真に必要な道路”整備は、まさに国家戦略であると言えます。まず地方道路整備臨時交付金であります。都道府県管理の国道を対象に追加し、地方の財政状況に応じた交付金の引き上げを行い、運用の改善となるに至りました。また、国庫補助金負担率も高規格幹線道路と地域高規格道路につきましては、かさ上げをして、地方負担を軽減いたしました。さらに、国直轄事業ですが、地方負担金や補助事業の地方負担分等に対する地方道路整備臨時貸付金の創設により、地方への無利子貸し付けが可能となりました。加えて、日本高速道路保有・債務返済機構の債務を国が承継し、料金が値下げとなり、スマートインターチェンジ等の整備が図られることとなっております。

道路整備について寄せられた、多くの国民の意見で明らかになったことは、道路整備に責任を持つ与党議員として、謙虚に受け止め、評価すべきであったと確信いたします。

ただ、その論議の中で、道路財源が一部、不適切な使われ方をしたことが判明し、国民の行政に対する信頼を失わせたことが残念でなりません。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

平成20年6月吉日



ごあいさつ

印南町長 玄 素 彰 人

暑中お見舞い申し上げます。

和歌山県土地家屋調査士会の皆様方には、いつも当町行政に多大なご協力・ご指導を賜りますこと厚くお礼申し上げます。

調査士の皆様におかれましては、倫理綱領を高く掲げ、その社会的使命を果たさんと、日夜ご奮闘下さいますこと心から敬意を表したいと存じます。

目まぐるしく変化する社会経済環境の中において、土地にまつわる紛争や、境界を巡るトラブルなどは私たちの社会生活や私生活に、大きなストレスを与えていると言っても過言ではありません。また、地方公共団体においては各種公共工事の用地取得に際し、住民の皆様の財産の保全と、公共財産の取得の狭間で特に慎重を期す必要があり、時としてはその処理に多くの時間を費やすところとなり効率的な行政を目指す上においても大変悩ましい課題でもあります。

このような県民の大きな期待の中、念願でありました「境界問題相談センター」が貴会と弁護士会の皆様のご奮闘により、設立されるところとなりましたが、県民生活の利便性向上に果たされた貴会のご活躍に対しまして、重ねて敬意を表したいと存じます。

さて、当町では平成16年度から、国の国土調査事業第5次10ヵ年計画に従い、全体調査面積108Kを抱える地籍調査事業をスタートさせました。

しかしながら事業も堵についたばかりであり、中々思うように捗らないところではありますが、現在、その完成を目指し鋭意取組んでいるところであります。

また、今後も町道整備や各種基盤整備、切目川ダム事業の実施などに関連して、一筆地調査や不動産に係る権利関係の整理につきましては、まだまだ気の遠くなるような事務量を控えているところであります。

これらにつきましては、調査士会の皆様のご指導とご協力無くして事業の完成は無いものと大きな期待を寄せているところであり、どうか、今後ともお力添えの程よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが貴会の益々のご発展と会員皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶にかえさせていただきます。



公嘱協会と コンプライアンス

和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 菊屋 和 訓

公嘱協会は、官公署等から委託される不動産の表示に関する登記及びこれに必要な調査、測量を行うため、地域唯一の公益法人として、昭和61年1月に設立され、現在23年目に入っています。

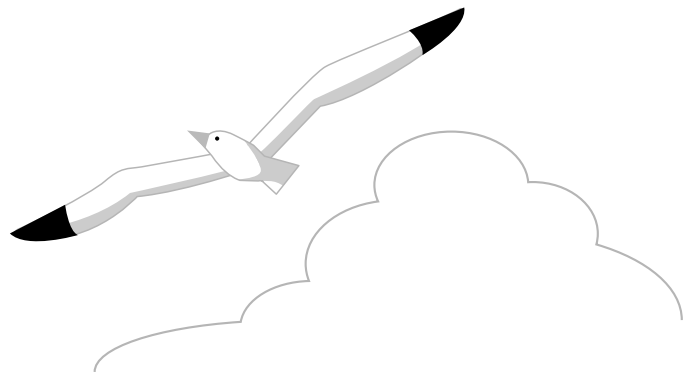
設立当時、国鉄が現在のJRに分割民営化されるという事で、駅舎、線路敷等全てをJRに移管するため、地図訂正、測量、分筆、表示登記等、全社員が数年間にわたり、一丸となってその業務に関わりました。又、昭和60年には、協会の前身である公共嘱託登記委員会が、和歌山市内の冬野地区で和歌山地方法務局発注の17条地図（現在の14条地図）作成作業が始めて行われ、この業務にも田辺以北の調査士のほぼ全員が参加しました。14条地図作りについては、平成16年から平成20年まで和歌山市内と田辺市内において、多くの社員の協力を得ながら、業務を遂行中です。本来、公嘱協会の設立の趣旨はこのような大量の測量及び登記を短期間に集中して行い、国民のニーズに答えるという事が大きな目的でした。現在でも、14条地図作成作業等は、数人の調査士で業務を行う事は不可能で、協会全体で取組まなければ完遂する事は出来ないと思います。これらの業務については、責任者は、内容を把握し成果品も完全なものに整え、納品していく事が出来ています。

ここで問題となるのは、一般公嘱事件の受託と処理体勢であります。これらの業務は協会又は支所に発注され、配分を原則としていますが、継続的な業務については、社員個人に発注される事が多く、請求書を出す時に初めて業務があった事を知るという事があります。少なくとも支所長には、継続事業であるという理由と業務内容の概要を受託届けと共に提出する事が社員の義務であると思います。

又、最近発生した事例で、成果品を作成し請求書を提出したが、単価項目の適用誤りがあり、過大な請求をしてしまい県当局に対し、多大な迷惑をかけてしまったという事です。

現在 社員個人が受託した事件についての成果品の検品と副本の保管は、500万円以上の請求にかかるもののみを対象としていますが、本来、全ての成果品の検品は協会において行い、副本については500万以上は協会に保管し、それ以外は社員が保管するというのが望ましい形ですが、実際に行うには、事務局を現在の2人から3人以上に増員しなければならず、比例会費も増額しなければ対応出来ないというのが現状です。社員は、公嘱協会

という大きな傘に保護され業務を受託していますが、一方でその責任は、公嘱協会の社員として受託した以上は、社員個人の責任だけでなく、協会としても負わなければならないのは当然です。場合によっては、協会の存亡にも関わってくる場合があります。（指名停止や契約の解除等）この事を社員一人々が自覚をし、原点にかえて日常業務に努めていく事が、今 協会に課せられた大事な課題ではないでしょうか。



境界問題相談センターわかやま 設立記念式典・祝賀会

広報部より

次ページ式次第のとおり記念式典及び祝賀会が開催されました。

近畿ブロック各会の会長、副会長、役員の方々をはじめ、全国から多くの方々に出席を頂き約100名での記念式典となりました。



会長挨拶



記者会見



記念式典



万歳三唱

和歌山県土地家屋調査士会

「境界問題相談センターわかやま」設立記念式典・祝賀会

開催日 平成20年7月26日（土）

場 所 アバローム紀の国「孔雀の間」

記念式典 午後1時

1. 会長挨拶 和歌山県土地家屋調査士会 会長 田坂 瀧男

2. センター長によるセンター紹介及び運営委員の紹介

センター長 中本 信行

3. 来賓祝辞

和歌山弁護士会	会 長	山 西 陽 裕 様
和歌山地方・家庭裁判所	所 長	松 本 哲 泓 様
和歌山地方法務局	局 長	田 村 隆 平 様
和歌山市	市 長	大 橋 建 一 様
和歌山県（県土整備部県土整備政策局長）		西 上 邦 雄 様
衆議院議員		谷 本 龍 哉 様
参議院議員		世 耕 弘 成 様
参議院議員		鶴 保 庸 介 様
日本土地家屋調査士会連合会	会 長	松 岡 直 武 様

午後2時15分 閉会の辞

祝賀会 午後2時30分

乾 杯 近畿ブロック協議会 会長 安 井 和 男 様

来賓祝辞

毎日新聞	和歌山支局長	嶋 谷 泰 典 様
産経新聞	和歌山支局長	辻 野 訓 司 様
中国ブロック協議会	副会長	西 本 聡 士 様
四国ブロック協議会	副会長	沖 田 春 男 様

午後4時 万歳三唱

和歌山県土地家屋調査士会平成20年定時総会

日 時 平成20年 5 月30日（金）

会 場 アバローム紀の国

出席者 84名



和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会平成20年定時総会

日 時 平成20年 5 月30日（金）

会 場 アバローム紀の国



被表彰者名簿

(敬称略)

☆会長 表彰

滝谷 茂郎 (岩出 支部)
牛居 裕壺 (有田 支部)
稲垣 和弘 (田辺 支部)

☆和歌山地方法務局長表彰

松下 哲也 (田辺 支部)
西 博之 (新宮 支部)
谷口 正 (和歌山支部)

【平成20年4月23日】

☆近ブロ会長表彰

大河内泰明 (和歌山支部)
井関 圭司 (御坊 支部)

☆連合会長表彰

森本 哲也 (橋本 支部)
山本 勝美 (和歌山支部)

☆管区局長表彰

廣瀬 泰弘 (和歌山支部)
山田 耕造 (和歌山支部)



和歌山地方法務局長表彰 西 博之



和歌山地方法務局長表彰 松下 哲也

平成19年度民法基礎研修講座

平成19年11月18日、華月殿にて民法講座（第1回）開催について、会報わかやま前号にてお知らせしましたが、まとめて全6回講座の報告いたします。

第1回民法基礎研修講座

日時 平成19年11月18日（日）午後1時から午後5時

場所 ルミエール華月殿

内容 民法の概観～民法総則

講師 吉田雅章先生（和歌山大学経済学部 准教授）

出席者数37名で講義を受けました。



第2回民法基礎研修講座

日時 平成19年12月8日（土）午後1時から午後5時

場所 JA会館 別館6階 第13会場

内容 民法総則～物権

講師 吉田雅章先生（和歌山大学経済学部 准教授）

出席者数37名で講義を受けました。



第3回民法基礎研修講座

日時 平成20年1月26日（土）午後1時～午後5時

場所 ルミエール華月殿 7階 鳳凰の間

内容 物権～債権総論

講師 吉田雅章先生（和歌山大学経済学部 准教授）

出席者数32名で講義を受けました。

第4回民法基礎研修講座

日時 平成20年2月16日（土）午後1時～午後5時

場所 JA会館 別館6階 第13会場

内容 債権総論～債権各論

講師 吉田雅章先生（和歌山大学経済学部 准教授）

出席者数35名で講義を受けました。

第5回民法基礎研修講座

日時 平成20年3月22日（土）午後1時～午後5時

場所 ルミエール華月殿

内容 債権各論～親族・相続

講師 吉田雅章先生（和歌山大学経済学部 准教授）

出席者数27名で講義を受けました。

第6回民法基礎研修講座

日時 平成20年4月12日（土）午後1時～午後5時

場所 JA会館 別館6階 第13会場

内容 親族・相続～基本的内容の補足

講師 吉田雅章先生（和歌山大学経済学部 准教授）

出席者数43名で講義を受けました。

皆さん忙しい中を研修会に参加頂きありがとうございました。

吉田先生には、基礎的な部分とはいえ、わかりやすい講義をしていただきありがとうございました。

6回にわたる民法の研修会は今回が初めての試みとなったのですが、参加した会員の皆さんは、どのように感じられましたか？

これからも研修会等を開催していきたいと考えていますので、皆さんからの意見、要望等がありましたら、業務部までご連絡下さい。

業務部 杉本

寄付講座を見学して

広報部 副部長 西 端 俊 彦

平成20年7月1日広報部長と共に同志社大学法学部で行なわれる寄付講座に、取材兼研究に向きました。

約2時間半の旅路の末、同志社大学今出川キャンパスに到着です。

キャンパスに入り事務局で場所を確認した後、講師控室と書かれた部屋にて講義開始まで待機する事になりました。

そこで、担当の倉部准教授にお会いしました。非常に美人の教授とあって、緊張しながらお話を聞いたのですが、講義の取材については快くOKしてもらいました。

ただし、「学生の顔は、写らないようにしてください。」と言われましたので、今回の取材については、写真を控えました。残念な方もおられると思いますがあしからずご了承下さい。

実は、今回の講義には、奈良会からも下高谷副会長をはじめ4名の土地家屋調査士が、見学に訪れていました。奈良会の皆様ご苦労様でした。

さて、講義内容というところですが、その前に寄付講座についての説明を簡単にしておきます。

以前発行の土地家屋調査士「広報最前線」の中でも紹介されていますが、大学における奨学を目的とする民間等からの寄付（主に講師料、交通費等の負担）などを有効に活用して設置運営され、大学の教育研究の豊富化、活発化を図る、産学（産業界と学校）連携の流れを汲む事業の一つです。

平成14年から京都産業大学において実施されてきたもので、大阪会が中心となっていって来たものでありますが、京都会の協力を得て講座開設の大学が、関西大学、同志社大学等に増えてきたことから、近畿ブロック規模での取組みに変わって来たものです。

このような講義を通じて、学生たちにも「表示の登記」「土地家屋調査士」というものをアピールできるのではないかと考えます。大阪会が中心となっていって来た背景には、「土地家屋調査士って何をする人？」などと言わせない！土地家屋調査士制度を守っていこう！そんな思いが伝わってきます。

前置きが長くなりましたが、講義内容です。

講義は、表示の登記全般と土地家屋調査士の仕事を十数回のテーマにわけて行なわれていますが、今回は11回目の「筆界論」でした。

講師は、京都会の齊藤大輔先生でした。ご存知の方もいるかも知れませんが、若い土地家屋調査士の先生です。昨日は、京都産業大学において講義だったようです。ご苦労様、頭が下がります。

「筆界論」つまり境界と筆界についてなのですが、土地家屋調査士の研修等でもよく触れられるもので、その考え方を具体的な事例等で解説していました。

対学生ということもあって、さすがに本職からすると当然の部分ばかりではありますが、旧公図と現在公図の相違部分。公図と現況測量図との比較。そこから分筆未了土地の筆界線判断までかなり詳しく具体的に講義していました。

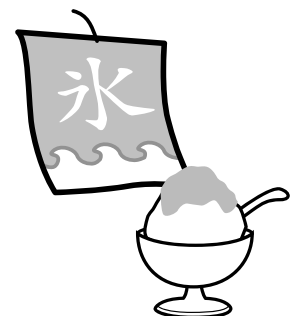
実際に測量した現場の資料と写真を用いて、説明していましたので境界確定作業というのはどのようにして行なわれるのかイメージはできたと思います。

学生たちがどこまで理解してくれているのかは、わかりませんが真剣に講義を受けていたもので、感心させられました。まるで学生時代の自分を見ているようで・・・

変なおじさんたちが数人、後席のほうで何やらメモを取っているのが不自然だったと思います。学生の皆さんごめんなさい。

この講座を見学して、表示の登記について理解してもらい土地家屋調査士になりたいという学生が増えることを期待するとともに、自分自身がこの学生たちに負けないように研鑽しなければならなかったと感じたものでした。

それから、広報部長と取材に来た証拠品として生八ツ橋を片手に次の取材地に飛びました。



日本三美人の湯

岩出支部 北 脇 一 男

先日初めて日本三美人の湯といわれる龍神温泉に行きました。

僕の家は紀の川市桃山町なので奥安楽川、鞆渕を抜けて高野山へ、そこから高野龍神スカイラインを行くルートで行ったんですが、僕の軽自動車ですら大人4人を乗せて走るとあまり走らず、9時15分に出発して途中休憩を入れながら走って12時くらいに到着しました。

母親と祖父母という残念(?)なメンバーですが、天気は快晴で山々の風景を眺めながらのドライブは最高でした。

温泉はさすがに日本三美人の湯と言われるだけあって肌がつるつるになった気が・・・

今度は彼女と来るぞう。

必ず・・・。



鮎 供 養 塔

有田支部 貴 志 完 治



有田市星尾の有田川のほとりに、鮎供養塔なる碑が建っています。
これは、「鵜飼い」によって鵜に捕獲されて命をおとした鮎を供養するものであるそうです。

有田川で600年以上続く県無形文化財の「鵜飼い」が、6月1日始まった。
有田川の鵜飼いは、ウを引き連れて川の中を歩く「徒歩^{かち}漁法」とよばれる独特のやり方で9月初旬まで。

知らなかった天神様の素顔

岩出支部 滝谷 茂郎

先日、従兄弟の結婚式に出席するため福岡へ行ってきました。

年老いたウチの親から「代わりに行ってくれ」と言われたので单身、半分旅行気分で行きました。

式の日には叔母の家に泊めてもらい、翌日に「せっかく和歌山から来てくれたのだから観光でも行こう。」

ってなことになりました。

近くに観光地とかは無いんですが・・・結局連れていってもらったのが太宰府天満宮でした。

実は2年前にも支部の親睦旅行の際に寄ったのですが、その時はお参りだけしてすぐに別のところへ行ってしまったし、ありがたい神社だから何度参ってもご利益があっていいかなあと思い、それなりに納得しました。天満宮、菅公歴史館、榎社、大宰府庁跡地などハッキリ言ってお年寄りコースでした。

天満宮の敷地内にある菅公歴史館では祭神菅原道真の生涯を時代ごとに分けて表現した人形の展示場があり、一般の人にでもわかりやすく観られるようになってました。

西暦901年、当時右大臣だった菅原道真が政敵左大臣・藤原時平派閥の陰謀により無実の罪を着せられ大宰権帥（大宰府長官代行）として左遷され大宰府庁（当時は朝廷の地方機関・今は跡地のみ）へ赴任してきたとのこと。なにせスーパーキャリアであり政権トップの右大臣からの地方長官代行ですから急転直下の大降格と言えるでしょう。《尚、左遷に至る経緯は省略、会報のページが無くなるので》

電車も飛行機もないこの時代、京都から福岡までの遠い道のりをどんな気持ちでやって来たのでしょうか。

しかも、その役職は形式のみで実際は大宰府庁への出仕は許されず、罪人同様の扱いで、府庁から離れた官舎である南館（現・榎社）で蟄居生活を強いられていたそうです。

当時は地元の住民たちが物珍しさのあまり頻繁に住居を覗き見にきてたようです。

その頃の南館は何十年も使われておらず、オンボロ屋敷状態。京都から幼少の子

供男女二人と門弟とでやってきて、ここで暮らしていましたが、まともに食事も摂れず、まさに極貧生活だったようです。

唯一の救いが、近くに住むお婆さんがお餅を焼いて差し入れてくれたり、身の周りの世話をしてくれたことだそうです。道真公が亡くなったときに、そのお婆さんがお餅をお供えしてくれたのが由来で、それが観光名物「梅ヶ枝餅」として今でも何軒かの売店で売られています。店先で焼いて販売してるのですが、すごくいい匂い！味見にひとつ貰って食べましたが、かなり美味しかったです。

個人的には高野山のやき餅より上でした。ちなみにこのお婆さんが今の榎社の祭神となっています。

ところで話は戻りますが、南館での極貧生活の中、道真公は脚気や皮膚病、胃痛に悩まされ、幼い男の子（隈麿）は病死してしまいます。追い討ちをかけるように京都に残してきた妻の死の知らせが届くと、ますます病状が悪化し、とうとう左遷から2年後に亡くなってしまいました。享年59歳。

また、女の子（紅姫）のその後はよく知られていませんが、一説には土佐（今の高知県）に赴任していた兄の元へ引き取られたとも言われています。

榎社の近くには隈麿のお墓と紅姫（のものと伝えられる）の供養塔があります。

悲しい運命を背負わされた幼いふたりが可哀想だ～（泣）

道真公の「私の遺骨を京へ帰してはならない。この地で弔ってほしい。」の遺言に従い、門弟たちが道真公の遺体を近くのお寺に埋葬するため、南館から牛車で運んでいたのですが、途中で牛が全く動かなくなっていました。いくら引張っても、叩いても動いてくれない。「これはご主人様の御遺志だ！ここへ埋葬しなさいとおっしゃっているんだ。」と考え、その場所へ埋葬したとのこと。後に、この場所に菩提を弔うため安楽寺という寺が建てられ、それが今日の太宰府天満宮になったとのこと。

・・・ということは、自分の足元に道真公のご遺体があああーん
なんだか怖いような、神秘的な気持ちになりました。

また、本殿の右側にある梅の木には「飛梅(とびうめ)伝説」があり、左遷により九州へ旅立つ道真公が京都の屋敷に咲いている梅の木を眺めて別れを詠んだ詩、そう、あの有名な「東風吹かば においおこせよ梅の花 主なしとて春を忘るな」ですが、その梅の花が主人道真を慕って遙々京都から飛んできて、この地に花を咲かせたというものです。もちろん伝説ですが、なんとも切なく悲しいお話です。

今までは太宰府＝菅原道真＝学問の神様 程度の知識しかありませんでしたが、ますます知りたくなり和歌山に帰ってから菅原道真の本を3冊とDVD(その時歴史が動いた！菅原道真編)を買いました。

本に関してはかなり集中して読んだので、あっという間に読破してしまいました。

ちなみに登記六法も実施要領も

これほど真剣に読んだ記憶はありません。

おかげで道真公の生涯、怨霊伝説、渡唐天神説を学ぶことができました。

特にDVDのラストのナレーションがたまりませんでした！

失意のどん底にあった晩年の道真公が「私のこれまでの功績が石の柱に刻まれ後世に伝えられることはないだろう。」「私の死後、私の名は世の人々から忘れられるだろう。」と漏らしていたらしいのですが、ナレーションで太宰府天満宮に参詣に訪れるたくさんの人たちを映しながらエンディング曲にのせて【天神・菅原道真は死後1100年経った今でも、しあわせをもたらす神として石の柱に刻まれるよりはるかに深く私達の心の中に刻み続けられています。】を聞いて、ワンワンと泣いてしまいました。

体の中に穴が空いたような、1時間ほど放心状態に陥ってしまいました。できることなら1100年前に飛んで行って「道真さん、世の人々から忘れられるだなんて、とんでもない！亡くなって1100年経っても、あなたは偉大なる天満大自在天神としてたくさんの人たちから崇拝されているんですよー。どうですか？凄いでしょ！」と、教えてやりたくくなりました。

・・・もしそう言ったら、彼は何と云うのでしょうか？・・・少しは救いになるのでしょうか？

《尚、神となるに至った経緯についても省略、会報のページが無くなるので》

生前は政治、学問、漢詩に優れた偉大な人物であり、死後は強大な怨霊となり全国を恐怖のどん底にたたき落とした人物、時代とともにその姿を変えて今では学



年間600万人もの参詣者が訪れる

問の神様。一般のイメージとしては「はるか雲の上の人」だと思いますが、でも今回、ひとりの人間・菅原道真をととても身近に感じることができました。

結婚式によばれて福岡まで行き、ついでに寄った太宰府天満宮ですが、すっかりハマってしまいました。

全国には道真公を祀る神社が12000社にものぼると言われていますが、まさしくここが発祥の地だったんですね。何を隠そう「神となった最初の日本人」それが菅原道真なんです。

・・・太宰府天満宮・・・私にとって、まさに感動の発祥の地となりました。ぜひまた行きたいです。

完

追伸、結局自分で何を投稿してるのかよくわかりませ〜ん。

無 題

御坊支部 笹 本 扶

前回 この欄に寄稿させていただいた際、私の単身赴任の話を書かせていただいたのですが、その時は調査士仲間からよりも法務局の登記官の方から反響がありました。

当時の支局長とはそれまで話もしたことがなかったのですが、単身赴任という同じ境遇の支局長から「同じ マツゲン仲間やなあ」と声をかけていただき、以後転任されるまでの間、夕方の一息ついた時間帯などには冗談交じりの雑談をさせていただきました。

思い返せば、5年前に調査士になるまでの25年間のサラリーマン生活は、『薄給』だの『残業が多すぎる』だの文句を言いながらも安定した生活を送っていた訳で、自営業者として働いてみて生活できるだけのお金をコンスタントに稼ぐということの大変さを感じるにつけ、従業員を多人数かかえる経営者の苦労をあらためて実感させられます。

私はサラリーマン時代、住宅会社の営業職にいました。昼間の暇な時間帯は現場へ行って職人たちといろいろな話をしながら時間つぶしをよくするアナログ人間でしたが、そのとき職人の使う尺貫法の寸法・面積とか坪面積数字のマジックを自然と憶えてしまいました。その経験が今結構役に立っているんですよ。調査士になったいま、築数十年経過し、図面提出のない木造建物の表示変更（更正）登記を扱う際の寸法・面積の算出は調査士には全く無縁だった時代の興味の産物で、誰に教わったというわけではなく、でも違和感なく最初から取り組めて今でも自分の得意な分野だと思っています。

こんなアナログ系人間が調査士という仕事を始め、デジタル化という時代の流れに乗り遅れまいとギリギリのところで食らいついて仕事をしているのが今の私の現状です。でも人との関わりとか気持ちの交わりとかの中で生きてきた自分は、当然心の中で自己主張して叫んでいるのです。

『アナログは良いんだぞー！！』

調査士として

田辺支部 福 本 和 哉

昨年の12月に登録して約半年が過ぎました。早いのか遅いのかよく解りませんが、
がぼちぼちやっております。私は補助者としての経験が5年ほどあるのですが、
いざ本職として立場が変わると結構、大変だなあと思っています。大体の業務は
経験してきたつもりですが、まだまだ全然だと痛感しております。

本職というのは一国一城の主だよと他の先生に言われたことがあります、ま
さにそのとおりだと思います。日々精進あるのみです。

登録して半年ですが、最近の調査士業の環境が変わっていくのを早く感じてい
ます。不登法の改正、筆界特定、ADRなど私が調査士試験をしている時には無
かったものばかりです。本職として覚えなければならない事がたくさんある中で
は混乱してしまいそうです。今後、調査士業はどのような状態になっていくのか
心配です。

しかし先の事など、どうなるか誰にも解らないので今私が調査士としてできる
ことは何か、という事を常に考えていきたいと思えます。

そもそも調査士になろうと思ったのは、もともと測量会社で働いていてそこに
調査士の先生がいて、業務の手伝いをしていたのがきっかけです。境界の立会や
査定など、いろいろな人に接する機会があり、やりがいのある仕事だと思い将来
は調査士になりたいと思いました。それで平成14年度の試験に合格したのですが、
すぐ開業はできず補助者として経験を積ませて頂いておりました。

少ない経験ですが、良いことや悪いこともいろいろありましたが、でもこの業
界の仕事は好きだと思いました。調査士として長くやっていけるようにがんばり
たいです。

本職としてまだまだ学ぶことばかりで御迷惑お掛けすることばかりですが、先
輩調査士先生方のご指導のほど宜しくお願い致します。

祭祀財産の承継

田辺支部 坂 本 守 生

皆さんは祭祀財産（祖先をまつることに関する財産）、とりわけお墓を誰が引継ぐのか考えたことがありますでしょうか。

お墓の所有権は相続財産とは別にする事とされています。お墓の承継の優先順序は、第一に被相続人が指定した者がし、第二に慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が、第三に家庭裁判所が審判によって決定します。（民法897条1、2項）また、遺骨の所有権は、慣習に従って祭祀を主宰すべき者に帰属する。（最判平成・7・18）とあります。

旧民法では、祭祀財産を「家督相続の特権に属する財産」とし家督相続人が単独承継していました。現民法では、原則である分割相続と「家」制度との均衡を計りました。つまり、祭祀財産は性質上、分割出来ない（お墓等を半分に割れない）為、相続財産から外し、相続とは別に単独承継としました。家柄や血統を重んじ家系継続の拠り所とする下地を残しての変更でした。

当地、田辺、西牟婁地方では、被相続人の指定はほとんどありませんので、家業を継いだ者や、親の面倒を見たもののいわゆる、「家持」が祭祀財産を承継することがいまだに多数で、「慣習」と思われます。

しかし、判例となると、ちょっと、事情が変わります。被相続人の祖父母や、曾祖父と近い関係にあるよりも、被相続人と緊密な関係で、被相続人に最も深い愛情を持つ者を祭祀承継者に選んでいる傾向にあります。

内縁の妻を選んだ例や、長男、次男がありながら、被相続人とともに農業に従事してきた次女を選んだ例からも窺えます。

とは言っても、被相続人の死後、被相続人や先祖の残した祭祀財産を争うのは、被相続人が望む所ではありません。円満に承継人が決まるように、兄弟、親戚が仲良くするのが一番ですよね。皆さんは多分大丈夫とは思いますが。

バドミントンのススメ

新宮支部 大江 和 範

こんなに楽しいスポーツはない！と思うほど私はバドミントンにハマっています。

26才から始めて12年になりますが、簡単そうにみえてかなりハードなスポーツで、やればやるほどハマっていきます。

この六月に地元主催のバドミントン大会で、優勝しました。（黒いのが私）



他のスポーツでは、続けていてもなかなか大会には出場できないものが多く、人数が揃わない等で自然消滅してしまうことがありますが、バドミントンは1年くらいの練習で、その時のレベルにあった相手と試合ができる大会もあり、こんなにも初心者から楽しめるスポーツはなかなかないと思います。

体力に自信がなくてもテクニックを身につければ、老若男女は問わず楽しむことができ、また長く続けていけるので親交を深め合える交流の場としても魅力です。

最近では『オグシオ』効果でバドミントン人気が高まって、ここ1・2年でバドミントン人口が増えているそうです。

身近にも必ず初心者向けサークルはありますので、是非皆さんも気軽に始めてみませんか？

組 織

和歌山支部 伊 澤 新 朔

会員の皆々様、現在の国・地方自治体等が、どこか昔と異なっていませんか、おかしい方向に進んでいるように思われてなりません。何故かと云われても答えには窮しますが世の中が変化してきています、具体例を挙げればキリがありません。

私は来年度、今新聞紙面を賑わせている、後期高齢者の一員となります（俗に言う爺捨て山）、でも私自身未だ若い人に負けないだけの精神・気力は持っているつもりです。でも、反面やはり年かなと感じるときが年々多くなっていることは現実です。其の一例として本年5月27日付け、広報部長よりの（会報原稿募集のお願い）についてもいままでだったらいいですよとすぐに何を書くかなと考えたものですが、今回は少し遠慮しておこう、其の言い訳は、同じ人が投稿しても新鮮味がないからなと屁理屈を言う次第で満足していることです。しかし其のことばかりではありません、現在の会に魅力を感じないのです。役員の方々は其のパートで一生懸命がんばって下さっていると思いますが、では何故か。現会長も大病されたので昔の勢いがなくなり其のせいかな？会長はどうなっているのか、そこで皆様御承知かとは存じますが、私が題目にさせてもらった組織です。会とは副会長が会長を補佐し、各部長が副会長を補佐し他の理事が各部長を補佐するというこの流れが自然的にスムーズに日常行われていることが大切であり、意見は言うが実行が伴わない役員が一人でも居ると歯車がスムーズに回りません。今一度胸に手をあててすばらしい和歌山会にしてほしい。

この原稿を書いていると以前の事柄が走馬灯のように浮かんできますが其の中でひとつだけ忘れぬことがあり、それは新会館竣工式典の準備で疲労が重なり、左足の親指の爪が3ミリ残して剥がれました。近くの瀬藤病院に行くと、足に麻酔をかける注射のほう痛いから両方の股をしっかりとつねって下さい、あっという間に爪が取れますと言われましたが、ええそんなことするのですかと言っている間に完全に親指の爪は取れました。消毒の上包帯でぐるぐるに巻かれ当分の間左足に靴をはかない雪駄で、右足は靴を履き旧会館に通いました。家ではそんな

状態になっても休むことは出来ないのかと言われたが、一度引き受けた仕事を途中で交代してくれとは口が裂けてもいえないと、丁度車がオートマになっていたのも痛いので我慢すればとやりとげたことを・・・今も新会館を毎日事務所と駐車場を朝夕往復で見るたびに思い出している。

どうか現会長も当時の勢威のあった会長になって下さいと言う資格は私にはありませんが、題目の組織を重視した会長になって頂ければ和歌山会も益々発展し、会員も潤うのです。



～ ちょっと探検 湯浅町 ～

皆さん、こんにちは。有田支部の菊屋です。今日は僕が育った町を紹介します。湯浅町には古い町並みが残っており、北町・浜町・中町・鍛冶町を中心とする地域は、重要伝統的建造物群保存地区に指定されています。重要伝統的建造物群とは……まっ、とにかく伝統的ということです。

その中で、最も見所の多いのは北町通りです。

では、さっそく行ってみましょう。

まず始めに、手作り醤油で有名な角長の醤油醸造所や職人蔵があり、醤油の香りが古い町並に染み込んでいます。醤油発祥の地と言われている湯浅ですが、醤油が商品として出荷されたのは約400年前の安土・桃山時代からだそうです。メーカーの醤油と湯浅醤油の



違いは原料から醸造方法まで違うそうです。メーカーの醤油は3～6ヶ月で仕上げているのですが、湯浅醤油は最低でも1年3ヶ月ほどかけて作られます。湯浅醤油を食べてみると確かに味が濃厚で旨みが凝縮されていてとてもおいしいです。

醤油と並んで金山寺味噌もまた湯浅の名産であり、これがまた、お茶

漬けにあうんや一。皆さんも湯浅
の醤油・味噌を試してみそ♪
北町通りの中心にはふれあいギャ
ラリーがあり、休憩所として散策
者に利用されています。

ここで、北町通りからちょっと
寄り道して小学校時代のかくれん
ぼを思い出すような細い路地がい
っぱいの七曲り通りへ…



最後の締めは、やっぱ『ごんため』
のたこ焼きに決まりっ！
ここのお母さんがとても愛想がよく、
地元の人に愛されています。
ちなみに天ぷらもウマイ！たまねぎの
天ぷらがオススメ！

皆さんも湯浅の町を探検してみてく
ださい。



須 川 大 輔 事務所

Q1. まずは、家族構成を教えてください。
母と二人暮らしです。

Q2. 失礼ですが今何歳ですか。
28歳です。

Q3. 結婚のご予定はありますか。
予定ないです。

Q4. では、恋人募集中？

はい。早くいい彼女
を見つけて結婚したい
です。

Q5. 結婚したら子供は何人
ほしいですか。
二人。男の子がいいですね。

Q6. ところで、開業して何年になりますか。
三年目です。

Q7. 補助者はいますか。
いません。

Q8. 以前他の仕事をされていたか。
はじめ測量会社で勤めて、その後ミカン売
りのアルバイトを少しして、調査士の補助者
になって、今に至ります。

Q9. なぜこの仕事を選んだのですか。
測量会社に勤めていた関係から興味を持ち
ました。

Q10. 仕事は順調ですか。
いやあ、ぼちぼちです。

Q11. 趣味はありますか。
サッカーとテレビゲー
ムですね。

Q12. サッカーはいつ
頃からされているん
ですか。
小学校5年生からです。

Q13. リフティングは何回ぐら
いできますか。
100回ぐらいはできると思います。

Q14. 須川さんはとてもオシャレですが一番
気をつかうポイントは。
モミアゲと無精ヒゲです（笑）。

Q15. お酒は好きですか。
はい。ビールオンリーですけど。

Q16. 酔ったらどのようなになりますか。
ニコニコして、そのあと寝ます。zzz・・・





Q17. 誰かに似ていると言われたことはありますか。

先日、飲み屋で「ルパンⅢ世」に似ていると言われました。

Q18. この仕事をされて、うれしかったこと、つらかったことなど教えてください。

うれしかったことは、そうですね、初めて登記済をもらったときですね。

つらかったことは、隣接地の所有者とケンカをして、後日謝りに行ったことですね。

Q19. 最後にこれからの抱負を聞かせてください。

とりあえず、廃業にならないよう頑張ります。

今日はどうもありがとうございました。

事務所訪問記

聞き手 坂口憲司
(2008年7月)

境 勇人 事務所

Q 1. 開業してどれくらい経ちますか？

9年目です。

Q 2. ご家族は何人ですか？

妻と長女、長男の4人家族だったと記憶しています。

Q 3. どうして調査士になったのですか？

先に司法書士を開業したのですが、登記業務全般をする必要性を感じ、調査士を志しました。他にすることが無かったと言うことでしょうか？

Q 4. 補助者はいますか？

1名います。

Q 5. 仕事は好きですか？



あまり好きではありません。遊びは何でも大好きです。

Q 6. 趣味は何ですか？

ゴルフと麻雀など、それ以上は書けません。

Q 7. 次の選挙に出馬を予定していると聞きましたが？

えっ？全く興味ありませんので。

Q 8. 野球のセンスがいいのですがどうしてそんなに身体が動くのですか？

よくお肉を食べているからです。他人からよく「機敏なブタ」と呼ばれています。残念なことは、ジャストフィットするヘルメットが見つからないことです。



Q 9. いつからどうして顔が大きくなったのですか？

中学3年生のときにトラックにはねられてからです。それまでは卵型の顔をした美少年で、どちらかと言うとジャニーズ系でした。

Q10. 司法書士と兼業していますが大変ですか？

もう慣れましたが、何かと忙しくストレスを感じるときがあります。そんなときは、たくや君を連れてネオンに消えてしまいます。

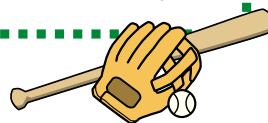
Q11. 最後になりますがこれからの抱負をお願いします。

依頼者の負託に応えるべく、堅実に明るく仕事をしていきたいと思います。

参加者大募集!!

財務部
より

近畿ブロック協議会 ソフトボール大会



日時：平成20年10月18日（土）

場所：和歌山市西浜グラウンド東広場・西広場

ソフトボールはできなくても応援に来て下さい♪♪

1日みんなでさわいでみませんか!?

みなさん親睦をはかりましょう（＾＾）v



参加ご希望の方は財務部まで。

参加者大募集!!

広報部
より

和歌浦ベイマラソン withジャズ



平成20年度のジャズマラソンが10月26日の日曜日に開催されます。

前号の会報で募集しましたランニングチームの出番がやってきました。マラソン種目は2km、3km、5km、10km、ハーフマラソンとありますが、エントリーできるのは、5km、10km、ハーフマラソンです。

和歌山県土地家屋調査士会のネームの入ったユニフォームを作り、参加したいと思います。チームとして初めてのランニング大会への出場です。練習されている方も、されていない方も、多数の参加をお待ちしております。

この会報が出てからも、2ヶ月程度の期間があると思います。それから練習を始めても十分に合います。

練習は前にも書いたとおり、各自それぞれの方法で行ってください。暑い時期ではありますが、体調を崩さないよう、適度なランニングで体力をつけて、ジャズマラソンに備えましょう。



参加ご希望の方は9月15日までに広報部まで。

上達の心得

岩出支部 玉川 誠三

手直しをしてもらう

自分より強い人、それも打ち終わってから並べ直しができるくらいの人と打ったときは、ぜひ手直しをしてもらうよう心がけてください。もちろん、同等の人と打った時でも、並べ直せる人なら局後の検討をする習慣をつけることです。

打ち終わったとたん「もう一番」とすぐ次の碁を打つのは、ただ勝った負けたという興味だけで楽しんでいる人達です。

少なくとも上達を楽しんでいる人なら、手直しに時間をさいてください。とくに強い人に手直しをしてもらおうと、自分が全く気がつかなかった悪手を教えてもらえます。

もちろん、碁の考え方においても、新しい「ヒント」が得られるでしょう。強い人の手直しで、特に心がける事は、この手が悪かったという指摘に満足するだけでなく、なぜ自分がそこに打ったのか、その時の心理状態、あるいは自分の碁の考え方を反省することが大切です。

同じ人との碁では、後で感想を言い合ってみると、相手が自分とずいぶん違った考え方をしているのだなと不思議に思うことがあり、碁の見方が広がります。

手直しを心がければ、一局の碁をていねいに打つようになります。一手一手、自分なりに納得して打つようになるでしょう。プロは一局の感想に、一時間以上かけるのはざらです。日本碁院の夜の検討会では局後の検討をしているところに若手棋士らが押しかけ、目と耳で勉強している光景がよく見られます。

アマの場合でも検討が楽しくなったら、あとは自然に強くなるといってもよいでしょう。

訃報

故・辻 井 徹 (和歌山支部)

平成20年 4 月10日 ご逝去
(昭和43年 3 月 1 日入会)

会長 2 年 副会長 8 年 理事 8 年
名誉会長 5 年 相談役 4 年

昭和54年 7 月14日 和歌山県土地家屋調査士会長表彰
昭和61年 5 月17日 和歌山地方法務局長表彰
平成 4 年 7 月18日 管区局長表彰
平成 5 年 6 月15日 日本土地家屋調査士会連合会長表彰
平成12年 6 月23日 法務大臣表彰

故・谷 口 正 (和歌山支部)

平成20年 4 月24日 ご逝去
(昭和54年 2 月26日入会)

綱紀予備委員 4 年

平成 8 年 5 月24日 和歌山県土地家屋調査士会長表彰
平成20年 4 月23日 和歌山地方法務局長表彰

事務局だより

【事務所移動】

西 博 之（新宮支部） 平成20年 1 月 4 日届出
〒647-0004 新宮市大橋通 3 丁目 4 番地の11 TEL (0735)21-6733 FAX(0735)21-6734

嶋 田 二 郎（新宮支部） 平成20年 1 月 4 日届出
〒647-0045 新宮市井の沢 6 番73号 TEL (0735)21-3131 FAX(0735)21-3255

林 阪 俊 彦（橋本支部） 平成20年 1 月 5 日届出
〒648-0021 橋本市恋野3270番地の 2 TEL (0736)33-1980 FAX(0736)33-1981

木 下 彰（和歌山支部） 平成20年 4 月30日届出
〒640-8142 和歌山市三番丁77番地 TEL (073)422-5166 FAX(073)422-5168

宮 本 祥 史（和歌山支部） 平成20年 5 月 1 日届出
〒640-8392 和歌山市中之島760番地の 1 TEL (073)435-0422 FAX(073)435-0423

宮 崎 省 志（和歌山支部） 平成20年 5 月 1 日届出
〒640-8392 和歌山市中之島760番地の 1 TEL (073)435-0422 FAX(073)435-0423

新 入 会 員 紹 介

小 倉 卓 司

和歌山支部

平成20年4月21日入会

まさか まさかの人生です。補助者暦は父の時代を含めて33年になりますが、人生の師であり、土地家屋調査士の仕事とはどういうものか、それを一生懸命にお教えくださった辻井先生の急死により、この4月末より事務所を引き継ぐ事になりました。

今までどおり事務所の二人と共に

がんばって行く所存でございますので、先輩皆様方の御指導のほどよろしくお願い致します。

(事務所) 〒640-8142 和歌山市三番丁47番地

TEL 073-422-9294 FAX 073-422-4668



秋 月 圭

和歌山支部

平成20年5月20日入会

この調査士業務に携わるようになりましたのは平成7年からでした。地元和歌山で働くことは生活の負担もなく業務に打ち込むことができる環境でありました。

調査士の資格を取得できましたのは平成18年で約10年かかりました。お世話になりました谷口 正先生は今年の4月24日に亡くなりました。私との最後の会話が「秋月君。あとのことは頼

む。」とのことで先生の業務を続けることが御恩返しになると思いその意思を受け継ぐ想いで開業させて頂きました。

調査士としてはあまりにも未熟者で、諸先生方に御迷惑をお掛け致しますが、何とか大地に踏ん張り頑張っていく所存であります。先生方のご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

(事務所) 〒640-8142 和歌山市三番丁7番地

TEL 073-436-6110 FAX 073-436-6085



原稿大募集 !!

- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります
(会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも
歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり
下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参
どんな方法でも結構です

広報部



当会ホームページも
ぜひご覧ください。

<http://wacho.jp>

ビジネス環境をサポートします

Nikon  Trimble 測量・測定機システム

SOKKIA 測量システム

 **アイサツテクノロジー株式会社** 測量CADシステム

 **JENOB**
高精度位置情報サービス

VRS配信サービス取次店

Canon KONICA MINOLTA O A 機器



株式会社リプロ



株式会社コノエ測器

コピーサービス/図面入出力サービス



KISHI

株式会社 貴志

本社/和歌山市橋丁34 (市駅南200m)

TEL 073-431-5131 / FAX 073-432-5677

橋本営業所/橋本市市脇4丁目

TEL 0736-35-2100 / FAX 0736-39-2101

ホームページ <http://www.kishi-ltd.co.jp>

国際品質保証ISO9001認証取得

名刺・封筒・各種證書の表紙から会誌・パンフレット・会社案内までご用命お待ちしております。



デジタルデータでクリアな印刷

白光印刷有限公司

hakkoupaint.com

〒640-8392 和歌山市中之島1475

TEL.073-431-4844 FAX.073-431-4865

E-mail main@hakkoupaint.com

トータルステーション (TPS) でGPS信号を受

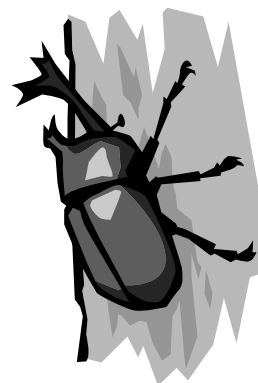
- 従来の作業時間を最大80%削減できます。

最大 80% 削減

株式会社サンコー

- when it has to be **right**

Leica
Geosystems



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。（最長1年間）

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気となり入院した場合に1泊2日からの入院を補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL：03-5282-5166 FAX：03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社迄お問い合わせをお願い致します。

会報 わかやま 第63号

発行日 平成20年8月

発行所 和歌山県土地家屋調査士会
☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地
TEL (073) 421-1311
FAX (073) 436-8101

発行者 会長 田坂瀧男

印刷 白光印刷有限会社

TEL (073) 431-4844
FAX (073) 431-4865

法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

土地家屋調査士の業務内容

【土地関係】 土地の調査・測量
分筆の登記
地積更正の登記
合筆の登記
表示の登記
地目変更の登記
地図訂正の申出等

.....

【建物関係】 建物の調査・測量
新築（表示）の登記
増築の登記
取りこわし（滅失）の登記
種類変更の登記
分割、合併の登記
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住 所 和歌山市四番丁7番地
電 話 073—421—1311
FAX 073—436—8101
E-mail wacho@chive.ocn.ne.jp
U R L <http://wacho.jp/>